

市民のみなさんからいただいた声(意見・提案等)は、業務改善のヒントとなる貴重な情報です。いただいた声に対しては、迅速に対応し、可能な限り市政に反映できるよう努めます。文書またはメールでいただいた声および市からの回答は、市ホームページに個人が特定できないようにした上で原則公表します。個人・団体等を誹謗・中傷するもの、公序良俗に反するもの、公表してほしくない旨の申出があったもの、市情報公開条例による非公開情報に当てはまるもの等は公表を差し控えます。

■ 声を届ける方法

- **提言箱** 市内 23 か所に設置している「提言箱」に投函

【設置場所】 市役所、山陽総合事務所、公園通出張所、公民館(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆・厚陽・出合・埴生)、津布田会館、中央図書館、厚狭図書館、市民館、市民体育館、不二輸送機ホール(文化会館)、青年の家、市民病院、労働会館、石丸総合館、山陽勤労青少年ホーム



- **手紙** 〒 756-8601 山陽小野田市役所「生活安全課」宛に送付
- **ホームページ** <https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>
市ホームページのトップページにある「わたしの提案(ご意見・ご要望)」から送信
- **メール** mail@city.sanyo-onoda.lg.jp ● **電話** 生活安全課

※文書の書式は問いません。回答を希望する人は、住所、氏名等を明記してください。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82-1133)

◎ NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちの人で、免除基準に該当する場合は、受信料の免除を受けることができます。障害福祉課または山陽総合事務所市民窓口課に申請書を備え付けていますので、障害者手帳と印判を持参して申請してください。

◎ 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、世帯全員が市民税非課税の場合

◎ 半額免除

次のいずれかに該当する手帳を所持する人が世帯主であり受信契約者でもある場合

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級

- 視覚障がいまたは聴覚障がいの記載がある身体障害者手帳
- 療育手帳 A
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級

放送受信料に関するお問い合わせ

専用のナビダイヤルをご利用ください。

NHK ふれあいセンターナビダイヤル

☎ 0570-077-077

- 受付時間 9:00 ~ 20:00

※土・日曜日、祝日も受け付けます。

※12月30日 17:00 ~ 1月3日はご利用できません。

※固定電話からは、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。

〈問い合わせ先〉障害福祉課 (☎ 82-1170) 山陽総合事務所市民窓口課 (☎ 71-1514)
NHK 山口放送局 (☎ 083-921-3711)